

6 財政影響額の推計

中核市へ移行すると、移譲事務の実施に伴う事務経費や職員の人件費等が増加しますが、こうした歳出(経費)の増加に対する財源は、中核市に移行することに伴い市へ交付される地方交付税の増加、その他の歳入(収入)の増加により措置されることとなります。

中核市移行に伴う市の財政影響額について、平成30年度決算額(県の決算を含む)をベースに以下のとおり推計しました。

(1) 歳出影響額

事業費は、移譲される事務等の増加に伴う一定の経費を勘案して試算しています。また、人件費については、新たに必要と見込まれる人員を85人と想定し試算しています。

項目	影響額(千円)	主な内容
事業費	803,022	移譲事務に係る事務処理経費
福祉	465,274	軽費老人ホーム利用料補助金、民生児童委員活動費
保健衛生	285,042	食品衛生監視指導事業、感染症予防対策事業
環境	17,727	大気汚染常時監視事務、産業廃棄物対策事業
その他	34,979	包括外部監査事業、電算システム運営費
人件費	602,973	新たに必要となる職員の人件費(85人分)
歳出影響額 合計(A)	1,405,995	

(2) 歳入影響額

普通交付税は、事務の移譲に伴う歳出の増を踏まえて算定されるため、増額が見込まれます。また、国からの補助金の増加のほか、県から受けていた補助金や負担金の減額を見込んでいます。

項目	影響額(千円)	主な内容
地方交付税(※)	1,422,123	普通交付税における基準財政需要額の増加
使用料・手数料	14,441	食品営業許可手数料など保健所事務手数料
国庫支出金	95,139	小児慢性特定疾病医療費負担金、特定不妊治療費助成事業費補助金
県支出金	△117,119	生活保護費負担金、児童入所施設措置費負担金
歳入影響額 合計(B)	1,414,584	

※臨時財政対策債(地方交付税に係る国の財源不足を地方公共団体の借入によって補う地方債)を含みます。また、令和2年度まで措置される合併による増額分は除いて試算しています。

(3) 差引影響額

歳出及び歳入影響見込額に基づく収支は、以下のとおりです。

$$\text{歳入影響額 (B)} - \text{歳出影響額 (A)} = \text{収支 (B-A)} : 8,589 \text{ 千円}$$

この中核市移行後における収支については、現段階で想定できるものを積算した推計であり、今後、県から提供される情報の更新や制度改正等により増減することがあります。なお、中核市への移行によって市民税が増税になるなど、市民の負担が増えることはありません。

地方交付税制度の概要

地方交付税は、地方公共団体（都道府県や市町村）間の財源の不均衡を調整し、どの地域の住民にも一定の行政サービスができるように財源を保障するため、国税として国が代わって徴収するものです。普通交付税と特別交付税からなり、地方公共団体の財政状況を踏まえて配分されます。

■ 普通交付税の仕組み ※説明のため、内容を簡略化しています。

普通交付税（臨時財政対策債を含む）は、地方公共団体ごとに標準的な需要額と収入額を算定し、その差額である財源不足分が交付されます。

$$\text{普通交付税額} = \text{財源不足額} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

例：A 市の基準財政需要額が 100 億円で基準財政収入額が 60 億円と算定された場合、その財源不足額である 40 億円が普通交付税として交付されます。（下図参照）

なお、この基準財政需要額及び基準財政収入額は、各地方公共団体における標準的な経費及び収入をモデル的に算出するものです。

中核市に移行した場合、基準財政需要額を算定する際に、社会福祉費や保健衛生費などの行政経費の増加分が補正されるため、基準財政需要額が増加することになります。

